平成２７年（フ）第１６２号
相模原市緑区大島3185番地８
破産者　高塚　文子
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７３号
静岡県三島市長伏178番地の１、住民票上の住所静岡県駿東郡清水町長沢193番地の３
破産者　原　　秀夫
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号
静岡県三島市中島185番地の１　マリエンポート小針205、前住所静岡県伊豆の国市古奈91番地の11
破産者　左近　清美
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
兵庫県姫路市夢前町塩田97番地１
破産者　本田　弘子
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９１０号
福岡県大野城市牛頸４丁目13番８－401号
ｃａｓａｇｉａｌｌａ
破産者　川口　貴之
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目９番２号コーポ三恵202号
破産者　荻野　友樹
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４３号
福岡市西区大字羽根戸551番地１
破産者　松崎　正彦
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４４号
福岡市西区大字羽根戸551番地１
破産者　松崎美由紀
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４５号
福岡市西区大字羽根戸551番地１
破産者　松崎ツタエ
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１号
長崎県島原市中組町268番地
破産者　高野内　健
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
北海道帯広市西２条南17丁目８番地２
破産者　土田　一人
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
横浜市金沢区釜利谷東５丁目12番７号　深沢ハイツ２－１
破産者　岩下　知世
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９５号
横浜市緑区長津田町2190番地　すみれハイツ102号
破産者　豊田みや子
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３８号
横浜市緑区西八朔町730番地４　フラワーハイツ101号
破産者　橋本あさみ（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４７号
金沢市上荒屋１丁目418番地　マーセル７．３－105号
破産者　原口　　誠
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
静岡県富士市天間847番地の１　吉野アパート１号
破産者　深澤　順子
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１７号
静岡県富士市大淵2235番地の136、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉2597番地の１　グランミスモ201
破産者　南部　秀史
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９６号
神戸市西区竜が岡４丁目19番地の１　サンガーデン衣笠Ｉ－202号
破産者　金川　勝弘
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１６号
神戸市長田区池田塩町23番地の71
破産者　プチフローレベビーこと　友田　量子
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部